

向米国の企業犯罪捜査の傾向

(1) 関与役職員個人に対する制裁の強化

2015年の月の日米国司法省司法長官代理のイエーツ (Sally Q. Yates) 氏が「企業犯罪に対する個人の責任について」と題された書面(通称イエーツ・メモ) (注1) を発表した。同メモは、企業犯罪の捜査においては、捜査開始当初から個人の行動に着目して捜査がなされるべきである。

企業の捜査を終結させる前に個人の訴追の要否についても決定すべきである。

企業が捜査協力による制裁の減免措置を受けるためには、犯罪行為に関与したあらゆる個人を特定し、この個人に関する情報をD.O.J.に提供しなければならない。

特別な事情がある場合やD.O.J.内で承認された場合を除き、責任のある個人の民事・刑事責任を免除しない。

などの方針を明らかにしている。この方針は、企業犯罪を起こすのは結局企業に属する個人であることから、個人の行為を取り締まることが企業犯罪を防ぐ最も効果的な方法であるという発想に基づくものである。

向 1 米国の企業犯罪捜査の傾

企業が捜査協力による制裁の減免措置を受けるためには、犯罪

米國は語か一かの如圖に於て其、同様標示往來品種の取締り

歐玉の丸

米 阳

に 祭 最 、

指的
近英

け る
企
の
玉

る 並
三 美
ノ 仁
】 不

三業

犯向中

罪

取

締取ノニ

り
締
×
)

100

卷之三

欧米における企業犯罪取締り

国際的企業犯罪取締り の最近の傾向(アメリカ) 力、英國を中心的に)

シティユーワ法律事務所



前田葉子（まえだ・ようこ）
シティユーワ法律事務所スペシャルカウンセル。日本およびニューヨーク州弁護士。東京大学法学部、ペンシルバニア大学ロースクール卒業。主な取り扱い分野はコーポレートガバナンス、株主総会、金融取引紛争解決・ADR、M&A、不正競争防止法・意匠／商標法・著作権法 ライセンス・技術導入契約 米国特許訴訟のアドバイスなど。

あるが、日本その他米国外にいる従業員や幹部にもDOJの捜査・起訴が及ぶ可能性を認識しておくべきである。

なお、犯罪者の国際的な引渡しに関しては各国間に条約が存在する場合にはそれに基づいて引渡しが行われる。日本と米国との間にもかかる条約が存在する。

2014年4月、米国司法省反トラスト部門は、競争法の事例とタリヤ国籍男性ロマーノ・ピシオツティ氏の引渡しを受け、同年11月にもカナダ政府からカナダ国籍男性の引渡しを受けた。

このピシオツティ氏の事例（注5）は日本にとつても参考となる部分が大きい。同氏は2010年に米国司法省から起訴され、インタボールの「Red Notice」（逮捕手配書）に掲載された。

ピシオツティ氏は、移動中に乗り継ぎのためにフランクフルトの空港に降り立つところ、ドイツ政府によって逮捕され、米国政府は、2013年8月に、米国・ドイツ間の犯罪者の引渡し条約（以下、「米独引渡し条約」）に基づき、ドイツ政府に対し、ピシオツティ氏の引渡しを求めた。

ピシオツティ氏は、欧州の裁判所において、米国政府の引渡し請求を様々な形で争つたものの、結局、

正を発見した企業による自己申告であるとし、FCPA違反があつた場合に企業が自己申告することを奨励してきた。にもかかわらず、今回、自己申告したLB1にはDPAが与えられ、自己申告しなかつたIAPに対してもNPAが与えられたのは、LB1の事件は多数国にわたる複数の大規模な贈収賄事件（注7）でありLB1自身も巨大な企業であるのに対しIAPの事件はそこまで大規模な事件ではなかつた（注8）という、事件のそもそもの「性質及び範囲」（nature and scope）による判断であると考えられる。

上記のとおりDOJは自己申告が措置の減免を決定する上でもつとも大きな要素であるとしており、企業としてはFCPA違反を発見した場合に自主申告することが奨励されるが、IAPの事例に鑑みれば比較的軽微な違反については、自己申告はNPAやDPAを取得する上で必ずしも不可欠ではないということであると思われる。

C. 個人の責任追及がなされた事例と企業に対しても

不起訴処分となつた事例

A違反の制裁が課された例として、入札情報と引き換えにカター

米国政府に引き渡されることになつた。米独引渡し条約には、自国民については第三国に引き渡し義務を負わないという条項）が含まれる。

同様の事態は日本人に関しても起こりうると思われる。すなわち、米国籍ではなかつたため、ドイツ政府は同条を適用せず同氏を引き渡した。

犯罪行為に加担したとして日本人に関して嫌疑がかけられ、または起訴された場合に、米国との間で犯人引渡し条約を締結している第三国で日本人が逮捕され米国に引き渡される現実的なリスクがあるという」とになる。

2. 外国公務員に対する贈収賄の規制

(1) 米国での動き

a. 2015年に課された制裁金

このように2015年は制裁金の合計額・平均額とも近年では著しく低い年となつたが、これは数件の巨大なFCPA案件（ブラジルの石油会社であるペトロbras社やウォルマート社などによるFCPA違反案件）が調査中でありそちらにリソースが割かれている。SECがFCPA違反に対する対応を軟化させていることを意味するものではなく、今後もFCPA違反に対する積極的な取締りの姿勢を変えることはないという見方

2014年に比べ2015年は件数・金額とも比較的低調となつた。DOJ/SECによる制裁が

一方、DOJによるFCPA違反の捜査が公式に不起訴という結果に終わることは非常に珍しくこれまで1件のみであつたが、2015年にはコロンビアの国営石油会社との間で契約を締結するためSAP SE社の管理職社員1名がDOJ及びSECの両方から制裁を課され、SECとは9万2000ドルを払うことで和解し、DOJからは刑事訴追を受け22か月の禁固刑を言い渡された事例（注10）などがある。

ルの公務員に対し贈賄行為を行つたPBSI社従業員が訴追され5万ドルの制裁金を支払うこととで和解した事例（注9）、有利な条件で契約を締結するためパナマの公務員に対し贈賄行為を行つたSAP SE社の管理職社員1名がDOJ及びSECの両方から制裁を課され、SECとは9万2000ドルを払うことで和解し、DOJからは刑事訴追を受け22か月の禁固刑を言い渡された事例（注10）などがある。

不起訴となつた理由の1つとして、ペトロタイガーライターが捜査当局に對し、贈賄行為を自主申告し早々に贈賄スキームを主導したマネジメントを知らせたことが指摘されている。

しかしながら同事件に関してはほかにも様々な要因があり、例えばペトロタイガーライターは小規模なオーナー会社であり、こういった小規

なされた事案は計12件、制裁金額も低い制裁金額である。

DOJは2015年においてIAP社（IAP Worldwide Services, Inc.）及びLB1社（Louis Burger International）と、それをNPA（不起訴合意）及びDPA（起訴延期合意）を締結す

る」とにより事件を終結させた。

これら両事件をNPA及びDPAにより（起訴する」となく）終結させることを決定させた共通の理由としては、①調査への協力（内部調査、関連書類の提出、米国内外の役職員へのインタビュー）の機会の提供、②今後に向けたそちらにリソースが割かれているSECがFCPA違反に対する対応を軟化させていることを意味するものではなく、今後もFCPA違反に対する積極的な取締りの姿勢を変えることはないという見方

DOJはこれまで繰り返し、企業に対する措置の減免を講ずるにあたり最も重要なファクターが不

正を発見した企業による自己申告であるとし、FCPA違反があつた場合に企業が自己申告することを奨励してきた。にもかかわらず、今回、自己申告したLB1にはDPAが与えられ、自己申告しなかつたIAPに対してもNPAが与えられたのは、LB1の事件は多数国にわたる複数の大規模な贈収賄事件（注7）でありLB1自身も巨大な企業であるのに対しIAPの事件はそこまで大規模な事件ではなかつた（注8）という、事件のそもそもの「性質及び範囲」（nature and scope）による判断であると考えられる。

このように2015年は制裁金の合計額・平均額とも近年では著しく低い年となつたが、これは数件の巨大なFCPA案件（ブラジルの石油会社であるペトロbras社やウォルマート社などによるFCPA違反案件）が調査中でありそちらにリソースが割かれている。SECがFCPA違反に対する対応を軟化させていることを意味するものではなく、今後もFCPA違反に対する積極的な取締りの姿勢を変えることはないという見方

DOJはこれまで繰り返し、企業に対する措置の減免を講ずるにあたり最も重要なファクターが不

が優勢である。

b. 企業によるFCPA申告がなされた事例

A（不起訴合意）で終結した事例

DJOは2015年においてIAP社（IAP Worldwide Services, Inc.）及びLB1社（Louis Burger International）と、それをNPA（不起訴合意）及びDPA（起訴延期合意）を締結す

Aにより（起訴する」となく）終結させることを決定させた共通の理由としては、①調査への協力（内部調査、関連書類の提出、米国内外の役職員へのインタビュー）の機会の提供、②今後に向けた改善策の策定、③現状のコンプライアンスプログラムの強化、④他の調査への継続的な協力、などで

あつた。

これら両事件をNPA及びDPAにより（起訴する」となく）終結させることを決定させた共通の理由としては、①調査への協力（内部調査、関連書類の提出、米国内外の役職員へのインタビュー）の機会の提供、②今後に向けた改善策の策定、③現状のコンプライアンスプログラムの強化、④他の調査への継続的な協力、などで

あつた。

DOJはこれまで繰り返し、企

業に対する措置の減免を講ずるにあたり最も重要なファクターが不

正を発見した企業による自己申告であるとし、FCPA違反があつた場合に企業が自己申告することを奨励してきた。にもかかわらず、今回、自己申告したLB1にはDPAが与えられ、自己申告しなかつたIAPに対してもNPAが与えられたのは、LB1の事件は多数国にわたる複数の大規模な贈収賄事件（注7）でありLB1自身も巨大な企業であるのに対しIAPの事件はそこまで大規模な事件ではなかつた（注8）という、事件のそもそもの「性質及び範囲」（nature and scope）による判断であると考えられる。

このように2015年は制裁金の合計額・平均額とも近年では著しく低い年となつたが、これは数件の巨大なFCPA案件（ブラジルの石油会社であるペトロbras社やウォルマート社などによるFCPA違反案件）が調査中でありそちらにリソースが割かれている。SECがFCPA違反に対する対応を軟化させていることを意味するものではなく、今後もFCPA違反に対する積極的な取締りの姿勢を変えることはないという見方

DOJはこれまで繰り返し、企

業に対する措置の減免を講ずるにあたり最も重要なファクターが不

正を発見した企業による自己申告であるとし、FCPA違反があつた場合に企業が自己申告することを奨励してきた。にもかかわらず、今回、自己申告したLB1にはDPAが与えられ、自己申告しなかつたIAPに対してもNPAが与えられたのは、LB1の事件は多数国にわたる複数の大規模な贈収賄事件（注7）でありLB1自身も巨大な企業であるのに対しIAPの事件はそこまで大規模な事件ではなかつた（注8）という、事件のそもそもの「性質及び範囲」（nature and scope）による判断であると考えられる。

このように2015年は制裁金の合計額・平均額とも近年では著しく低い年となつたが、これは数件の巨大なFCPA案件（ブラジルの石油会社であるペトロbras社やウォルマート社などによるFCPA違反案件）が調査中でありそちらにリソースが割かれている。SECがFCPA違反に対する対応を軟化させていることを意味するものではなく、今後もFCPA違反に対する積極的な取締りの姿勢を変えることはないという見方

DOJはこれまで繰り返し、企

業に対する措置の減免を講ずるにあたり最も重要なファクターが不

正を発見した企業による自己申告であるとし、FCPA違反があつた場合に企業が自己申告することを奨励してきた。にもかかわらず、今回、自己申告したLB1にはDPAが与えられ、自己申告しなかつたIAPに対してもNPAが与えられたのは、LB1の事件は多数国にわたる複数の大規模な贈収賄事件（注7）でありLB1自身も巨大な企業であるのに対しIAPの事件はそこまで大規模な事件ではなかつた（注8）という、事件のそもそもの「性質及び範囲」（nature and scope）による判断であると考えられる。

このように2015年は制裁金の合計額・平均額とも近年では著しく低い年となつたが、これは数件の巨大なFCPA案件（ブラジルの石油会社であるペトロbras社

